

- ① **《特集》 広がり始めた「ケアラー支援条例」**
- ⑪ **《うおろ君の気にな～るセミナー》**
「ピープルファースト」って？
- ⑪ 「市民活動川柳」欄はじめます（募集要項）
- ⑫ **《この人に》**
森 まゆみさん（作家）
- ⑭ **《V時評》**
市民活動は自治の営み～本誌発行で目指すもの
- ⑮ **《実録・市民活動「私のいちばん長い日」**
未来を変えた、きっかけの日
田尻 佳史（特定非営利活動法人日本NPOセンター 常務理事）
- ⑯ **《西日本豪雨災害 広島発～現地から伝える「被災地の今」》**
支援の「恩送り」へ
地域の防災・減災意識が向上
松原 裕樹（特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター 専務理事・事務局長）
- ⑰ **《現場は語る～コーディネートの現場から》**
多様なボランティアを生かし
子どもが自由に過ごせる場づくり
朝倉 美保（特定非営利活動法人Reframe 代表理事）
- ⑳ **《NPOのための ほっこり法律相談》**
その政治参加、個人として？ 団体として？
樽本 哲（弁護士、一般社団法人全国レガシーギフト協会 共同代表）
- ㉑ **《情報ピックアップ》**
- ㉒ **《アゴラ／ライブラリー》**
談話室マチソフ／書籍紹介
- ㉓ **《晴れ時々ボランティア》**
大西 ふさ子 さん
（京都タオル帽子の会 代表）

ウォロを読む会

次回開催は2026年7月17日(金)12:10～12:55の予定です！



じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

共同募金は、地域をつくる市民を応援していきます。

例えば……



地域で、子育てのお手伝いをしたり、悩んでいるお母さん、お父さんの相談にのる活動や、



障がいのある人が、まちで幸せに暮らせるお手伝いをする活動や、



地域で、1人暮らしや寝たきりの高齢者に、栄養の整った食事を届ける活動や、



地域に住むみんなが「安心・安全」に暮らすための活動や、

地域のいろいろな活動のために役立てられます。

- 中央共同募金会の全国共通助成テーマである「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を助成テーマとし先進的などりくみを支援してまいります。また、地域福祉活動への「重点助成分野」を「誰をも受け入れ誰もが参加できる地域づくり」「健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり」「生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援」「災害ボランティア活動・防災・減災活動への支援」「生活に困難を抱える人々たちへの緊急支援」とし、これらの活動を重点的に支援してまいります。
- 国内で大きな災害が発生した時は、共同募金は都道府県域を超えて、被災地で被災した人々たちを助ける活動の支援も行います。
- 寄付金には、税の特典があります。会社など法人の寄付金は、全額損金算入できます。個人の寄付金は、所得税の所得控除または税額控除、住民税の税額控除の対象になります。



赤い羽根おおさか

www.akaihane-osaka.or.jp/

募金の使いみちはすべて、ホームページに掲載されています。

特 集

広がりは始めた 「ケアラー支援条例」

「ケアラー支援条例」をご存じだろうか。

2020年の埼玉県を手始めに、

家族など身近な人を無償で介護する

「ケアラー」に光を当てた条例が

全国36道県市町で制定されている（2026年5月現在）。

全自治体数から見れば2%ほどだが、

「ケアされる人」と「ケアラー」の関係を可視化・再定義し、

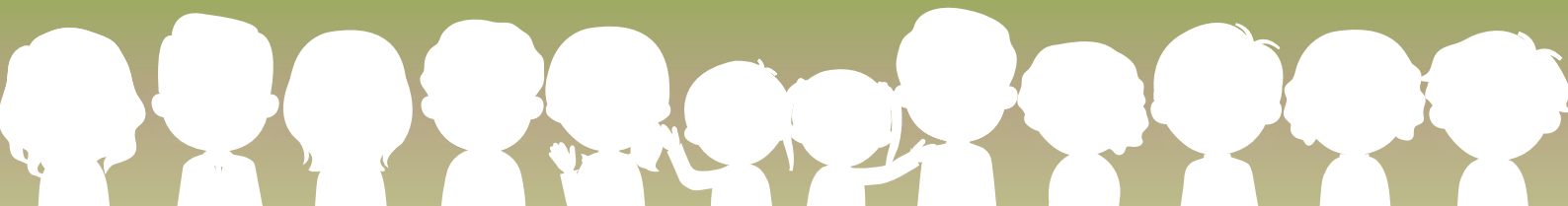
その先には国の立法化への期待もある。

先行事例を交え、ケアラー条例の持つ意義を紹介する。



■チームメンバー■

津止 正敏、牧口 明、増田 宏幸、村岡 正司



「ケアラー支援条例」が問うていること

ケアとケアラーの「再定義」

立命館大学名誉教授 津止正敏 つどめ まさとし

1. ケアラー支援条例の登場

福祉や介護、教育等の領域で新たなケア政策の潮流が生まれている。2020年3月に埼玉県が全国に先駆けて実現した「ケアラー支援条例」に端を発した自治体における同種の条例化の動向だ。いまこの条例は、私の活動現場である京都市はじめ全国36自治体（8道県・2政令市・26市町）に広がっている。「ケアラー」とは誰のことを言うのか。京都市の条例は「高齢、身



1953年鹿児島県生まれ。京都市社会福祉協議会・立命館大学産業社会学部教授を経て現職。男性介護者と支援者の全国ネットワーク代表、日本ケアラー連盟代表理事を務める。

2. なぜ「ケアラー支援」の法的環境の整備が必要か

(1) 過酷なケア負担

なぜケアラー支援は必要なのか。この問いへの確かな解の一つは、孤立し疲労困憊こんぱいしているケアラーという過酷なケア実態があるからだ。ケア責任を家族が担って当然とする家族主義やケア役割を女性専業とするジェンダー規範がその背景にある。少子高齢社会の

体上又は精神上の障害、疾病、使用する言語等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償でケアを提供する者」と定義している。一見すれば、現行の介護・福祉等の関連法制度に、「家族」「介護者」「養護者」などと明記された者をいうようだが、条例のケアラー定義はそれにとどまらない。家族関係を超え、友人その他身近な人も認知し、言語支援など広範な分野も支援射程に収めている。

進展や単身化など家族形態の変化、女性の就労化などケアを取り巻く社会環境は大きく変化しているにもかかわらず、今もなお社会に深く根を張り実際に機能しているケア規範である。規範と環境のズレ、そして政策の遅れが、ケアの必要な人だけでなくケアラーの人生に大きな影響を与えている。ケアに起因して引き起こされる心中・虐待・殺人・自死・離職等々。確かにケアラーの自己犠牲的な献身で在宅介護は妥妥と維持されていると言っても過言ではない。

の世界によろこそ！ 真人間の世界へウェルカム！。これは筆者が代表を務める男性介護者と支援者の全国ネットワーク発足の日（09年3月8日）に、樋口恵子さんから届いた応援メッセージだ。徹底してケアを肯定する熱いエールだが、「ケアラー支援はなぜ必要か」という問いへのもう一つの確かな応答とも言えるだろう。

3. 「二兎を追う」取り組み

(2) 肯定されるべきケア
ケアラー支援の必要は上記のケアを巡る困難性だけに求められるものではない。「社会の存立の基礎的な条件」（京都市）、「人と人との関係をつなぐ大切な行為」（藤沢市）としてケアを再定義し、人とその社会を支える不可欠な営みという側面から支援の必要を説く条例も生まれている。「介護は人間しかならない、他の動物は決してしない営みです。ですから、介護することは人間の証明です」「男性諸兄、介護

ただ、一つだけ留意したいことがある。私たちがケアラー支援の必要を言えは言うほどに、ケアの必要な本人への支援を後景化するのではないか、介護の社会化に逆行する家族の資源化（再家族化）ではないか、との声を耳にすることがある。しかし、決してそうではない。要ケア児者に対する支援がまだまだ不十分、未成熟という実態こそがケアラーの大きな困難要因となっている現実への、ケアラーサイドからの異議申し立てこそがケアラー支援を求める声でもある。もう一人の当事者と

しての悲痛な訴えだ。本人支援の拡充はケアラー支援の前提であり、ケアラー支援を本人支援の貧しさの隠れみのにしない、そしてあれかこれかに誘導されることなく、「ケアラー支援条例」という法的環境を根拠にして、双方のより抜本的な改革を目指さなければならぬ。私たちはこうした背景と意図を持って「二兎」を追おう」というスローガンを発信している。

4. ケアラーの「四つのモデル」

ケアラーはこれまで関連法制度や支援機関からどのように認識され役割発揮を期待・強要されてきたのか、を問にした英国の文献(注)が、次の四つのケアラーモデルを提示している。一つはマルチな「介護資源」として、第2に専門職の「協働者」として、第3は「クライアント」として、そして第4はケア関係から生じる「義務」「責任」などと切り離して「ひとりの市民」として捉える、というモデルだ。

わが国の実情を見れば、今もまだ「介護資源」と位置付けるケアラーの見方は根深く残り、専門職に広くみられる「協働者」としての扱いは悪意がなくともケアラーをケア資源側に押し出すべくトルとして機能し、支援が必要な「ク

ライアント」としての理解すらまだその法的根拠は未整備だ。ましてや、第4モデルにみるようなケアラー自身の人生を生きるための支援については、まだ問いにすらなっていない。

5. ケアとケアラーの新たな政策理念

こうした状況下で生まれたのが、ケアラー支援条例だ。

各地で制定施行されているこの条例には、これまでのケア関連施策とは異なる新たなチャレンジがある。血縁家族を超えたケア関係にある人等をも包

含するケアラー定義や、ケアを受容し肯定する社会の実現を目指すという新たな社会像の提起などは、すでに本稿「1」や「2(2)」でも紹介してきた通りだが、それだけではない。

ケアラーの捉え方にかかわらず印象的な一文がある。「全てのケアラーが、単にケアを担う人としてだけではなく、この社会に生きる一人の市民として尊重され、(中略)自己実現を図ることができる」(京都市前文)、という第4のケアラーモデル(本稿「4」を想起させる一文である。ケアの責任や義務のある者として、ケアの必要な人に付属し副

称)に連なっていくことを願っている。

次的に扱われてきたこれまでのケアラー認識からすれば特段の進化があることに気が付くと思う。

条例が備えるこうした新規性は、いわばケアとケアラーの再定義ともいえるのではないか。もちろんまだまだ理念の域を出ていないとの意見もあるが、ケアとケアラーの厳しい実態がこの社会に要請している新たな政策理念の登場と評しても決して過言ではないと思われる。

全国各地にこの条例制定の運動が広がり、そして国のケアラー支援基本法(仮称)に連なっていくことを願っている。

【表】 全国の条例制定自治体と条例の名称・施行日 (2026年5月1日現在)

自治体名	条例名称	施行日
埼玉県	埼玉県ケアラー支援条例	2020年3月31日
茨城県	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例	2021年12月14日
栃木県那須町	那須町ケアラー支援条例	2022年3月14日
長崎県	長崎県ケアラー支援条例	2023年4月1日
奈良県大和郡山市	大和郡山市ケアラー支援条例	2023年4月1日
栃木県	栃木県ケアラー支援条例	2023年4月1日
岐阜県	岐阜県ケアラー支援条例	2024年4月1日
熊本県合志市	合志市ヤングケアラー支援条例	2024年4月1日
京都市	京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例	2024年11月11日
神奈川県藤沢市	ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例	2025年4月1日
秋田県	秋田県ケアラー支援条例	2025年4月1日
北海道八雲町	八雲町ケアラー支援の推進に関する条例	2026年4月1日
神奈川県相模原市	浦安市ケアラー支援の推進に関する条例	2026年4月1日
北海道栗山町	栗山町ケアラー支援条例	2021年4月1日
三重県名張市	名張市ケアラー支援の推進に関する条例	2021年6月30日
岡山県総社市	総社市ケアラー支援の推進に関する条例	2021年9月9日
北海道浦河町	浦河町ケアラー基本条例	2021年12月14日
岡山県備前市	備前市ケアラー支援の推進に関する条例	2021年12月24日
北海道	北海道ケアラー支援条例	2022年4月1日
埼玉県入間市	入間市ヤングケアラー支援条例	2022年7月1日
さいたま市	さいたま市ケアラー支援条例	2022年7月1日
福島県白河市	白河市ケアラー支援の推進に関する条例	2022年9月30日
鳥取県	鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例	2023年1月1日
栃木県鹿沼市	鹿沼市ヤングケアラー支援条例	2023年4月1日
埼玉県戸田市	戸田市ケアラー支援条例	2023年4月1日
埼玉県上尾市	上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例	2023年7月1日
福島県本宮市	本宮市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例	2023年12月14日
埼玉県蕨市	蕨市ヤングケアラー支援条例	2024年3月21日
北海道むかわ町	むかわ町ケアラー支援条例	2024年4月1日
福岡県みやこ町	みやこ町ケアラー支援条例	2024年4月1日
北海道秩父別町	秩父別町ケアラー基本条例	2024年4月1日
北海道恵庭市	恵庭市ケアラー支援条例	2024年4月1日
群馬県安中市	安中市ヤングケアラー支援条例	2024年4月1日
北海道苫小牧市	苫小牧市ヤングケアラー支援条例	2024年4月1日
神奈川県鎌倉市	鎌倉市ケアラー支援条例	2024年4月1日
千葉県浦安市	浦安市ケアラー支援の推進に関する条例	2026年4月1日

(注) Julia Twigg & Karl Atkin「CARERS PERCEIVED-policy and practice in informal care」1994

うおろ君の 気にな〜る ゼミナール

Vol. 148 「ピープルファースト」って？



まんが ■ラッキー 福松



「わたしたちは「しょうがいしゃ」であるまえにまずは人間として扱われたい」。「知的障害者だから」とレッテルを貼り、決めつけがなされる状況は今なお存在する。ピープルファーストは、この状況に、当事者が冒頭のメッセージを掲げたことに端を発する、知的障害のある人の当事者運動である。

日本では1994年からピープルファースト全国大会(注)が開催され、国際会議へも参加してきた。大会の企画運営は当事者が担い、長時間をかけて仲間たちで決めていく。たとえば2000年の大会では「なまのなはなしをさく」「厚生省にきこう」といった企画が実施され、資生堂が設けたお化粧コーナーでは、笑顔で試す仲間の姿があった。運動は施設の現場職員にも向けられ、虐待や性暴力から仲間を助ける行動もしてきた。

そもそも、この運動は米国オレゴン州から生まれたものだった。いま、その米国では「アメリカ・ファースト」が叫ばれ、そこでは人間である前に、特定の属性を持つていることが強調されている。

ピープルファーストの宣言はさまざま。まな障害者団体にとって横断的な影響力を持った。その普遍性は障害者に限らず、人種、性別など無限の広がりを持つと筆者は思う。いまこそ、世界に届くメッセージであるはずだ。

日本福祉大学社会学部准教授
藤井 涉

(注) 知的障害当事者の交流とエンパワメント、情報交換などを目的に毎年開催。2025年(会場・横浜市)には1100人以上が参加した。26年は11月23、24日に高松市で開催される。

10・11月号から「市民活動川柳」欄はじめます

このたび「市民活動川柳」欄を設けることになりましたので、作品を募集します。募集要項は以下の通りです。

【内容】
 ① 市民活動そのものについて詠んだ川柳
 (例) 今日もまた 子ども食堂に 笑顔満つ
 ② 一般的な社会問題(事象)などについて市民活動目線で詠んだ川柳
 (例) 増え続ける 子ども食堂 よろこべめ

【お名前】
 柳名でも本名でもけっこうです。掲載誌面の大きさに制約があるため、柳名は「6文字以内」とさせていただきます。誌面に載せる場合、本名のみの方は本名を、柳名を書かれた方は柳名を掲載します。

【投稿作品数】 1回につき5句まで
【投句先】 作品投稿フォームで受け付けます。
 URL <https://forms.gle/DTZMfnbcW2XV9Mej8> か QRコードでお入りください。
【選者】 野咲 花子さん(川柳憲九会)
【「秀逸」作品の発表】 ウォロ各号で掲載します。
■問い合わせ先■
 大阪ボランティア協会
 市民活動総合情報誌ウォロ編集部 [担当・増田]
 電話: 06(6809)4901 Eメール: office@osakavol.org
 ※メールでの投句は受け付けていません。



談話室マチソフ

「日本一長い天神橋筋商店街近くで2023年10月にオープンした「扇町ミュージアムキューブ」。いつもの劇場やミニシアターなどが集まるこのアート複合施設1階にあるのが会員制の「談話室マチソフ」だ。会員制といっても、入口脇に掲げる「マチソフでは、スタッフがお客様に話しかけます」「初めてのお客様さん同士でもお話しただけます」などと書かれた「会員のしおり」を読み、内容に同意すればその場で会員となる。「知らない人同士でも話しができる場所になりたいと思っています」と、主宰する山納洋さんは言う。

大阪ガスネットワークのエネルギー・文化研究所長代理でもある山納さんは、これまでも複合文化施設の企画・運営を手掛ける一方、「人が集まり、関係が生まれる場」をテーマに個人としてトークサロン企画「Talk About(トークン・アバウト)」、カフェ空間のシェア活動「コモンカフェ」などさまざまな「場づくり」に関わってきた。

マチソフでは、山納さんを含め約30人の店主が日替わりで店に立つ。店主から話しかけるだけでなく、見知らぬ人同士が観劇後の感想で盛り上がることもあれば、新規の客に常連が気さくに語りかけることも。初対面同士でも店主がハブとなつて共通の話題でつなぎ、会話が進むことも多い。「店主が日替わりなのは、それぞれの関心や個性がこの場所に持ち込まれるから。その違いも面白さの一つです」

営業時間の前後には店主主催で読書会やトークイベント、各種の教室やワークショップなどのイベントが頻繁に開かれ、店主と客、店主同士、客同士が出会い、新たな企画や活動が生まれることも少なくない。「知らない人が2、3人来て話が始めると、本当に化学反応になりますね。やりたいことがあれば、まず小さく試してみたい。ここで試したことが、別の場所での活動につながっていく。そんな「実験の場」になればと思っています」

編集委員 華房ひろ子



店主の日、持ち寄った本を紹介し合う「ピブリオトーク」を開いた山納さん(奥正面)



入口脇に掲げられた「会員のしおり」



店内の様子。奥の壁絵はイラストレーター、イワサトミキさんの作品



テーブルには利用者が思い思いの言葉を書くノートがある

談話室マチソフ

大阪市北区南扇町6-26 扇町ミュージアムキューブ1階
電話 06-6766-4166
営業時間 13:00~19:30
不定休
(営業日は<https://talkin-about.sub.jp/matineesoiree/>で確認)



令和ファシズム論
極端へと逃走するこの国で
井手 英策著
筑摩書房、2025年8月
2,200円(税込み)

本書のテーマは、令和期の日本社会に立ちこめる「ぼんやりとした不安」の正体について、「財政史」という分析手段を用いてその輪郭を可視化する「社会不安の解剖学」である。

所得が伸び悩み、現役世代への公的な生活保障が不十分な日本では、多くの国民が将来への不安を感じているという。だが、著者の「不安」はそこではなく、「社会不安とでもいうべき、何かだ」。

日本銀行は国債を買い支え、政府は積極財政という名のバラマキを実行、各政党は一時の給付や減税を競い合った。その結果、与野党の政策面で

の隔たりは少なくなったが、今度は分断をおおるような極端な主張が現れ、SNSなどを中心に支持が広がっている。

財政学者である著者はここで「ファシズム」という大きなテーマを設定する。戦前期、ファシズム前夜の日本とドイツの状況を「財政の歴史との対話」から読み解き、現代日本の危機と「不安」の正体を浮かび上がらせていく。

財政は連帯と共助のシステムであり、欲望を満たすための市場経済に対し、財政によって「不平等が修正され、社会の分裂が食いとめられる」と説く。また財政は「よろこび(=給付)」だけでなく「いた

み(=税)」も分かち合い、あるべき社会への態度を決定する営みであり、「社会をうつしだす鏡」だと指摘する。

著者は「ファシズム再来」と声高に訴えてはいない。しかし、右傾化と左傾化が同時進行したファシズム前夜を現代日本に重ね合わせ、左右対立に愛想をつかした人々を扇動する「極端主義=エクストリーミズム」に警鐘を鳴らす。エクストリーミズムに陥らず、不安でなく希望を見るためには、税を集め、経済的な資源を再配分し、社会に秩序をもたらす「財政の本質」に立ち返ることが必要なのだ。

編集委員 阿部 太極